**一般社団法人　山口県診療放射線技師会諸規程**

平成24年4月1日制定

**規程の趣旨**

　【目的】

第１条　一般社団法人山口県診療放射線技師会は、定款に基づき次に掲げる各諸規程により必要な事項を定め能率的かつ理想的な運営を行うことを目的とする。

　【規程の種類】

第２条　一般社団法人山口県診療放射線技師会は次のとおり規程を定める。

（１）規程の趣旨

（２）役員選任規程

（３）総会議事規程

（４）庶務規程

（５）経理規程

（６）入会及び退会に関する規程

（７）会費納入、入会金及び免除に関する規程

（８）地域規程

（９）表彰規程

（１０）学術奨励賞規程

（１１）学術功労賞規程

（１２）旅費規程

（１３）慶弔規程

（１４）就業規程並びに事務所運営規程

（１５）共催・協賛・後援取扱規程

（１６）講習会における講師等謝礼に関する規程

（１７）役員報酬に関する規程

　【定款及び規程の運用】

第３条　前条の規程は、定款に定めのある場合はそれによる。

２．定款及び規程に定めのないものは、会長が処理し理事会の承認を得る。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　 平成24年8月3日改定

この規程は、平成27年 4月25日より施行する。　　　　　　　　　　 平成27年4月25日改定

この規程は、平成29年 1月21日より施行する。 　　　　　　　　　　平成29年1月21日改定

**役員選任規程**

　【趣旨】

第１条　役員の選任は、定款第２３条に基づきこの規程により民主的に行う。

　【役員選任委員会の設置】

第２条　選任を行うために理事会の承認を得て役員選任委員会を設ける。

　【役員選任委員の選出】

第３条　役員選任委員会は、地域規程第２条に定める地域毎に１名の委員を選出し構成する。また、委員長は互選とする。

２．役員選任委員は、役員及びその役員選任に立候補する者はなれない。

　【役員選任委員の業務】

第４条　役員選任委員は、次の業務を行う。

　　（１）役員の立候補者届の受理、資格審査及び立候補者の氏名の発表

　　（２）総会への役員選任における議案の提出

　　（３）前号（１）（２）の異議申立の受理、審査及びその判定

　　（４）立候補者の受付の告示は総会開催日の６０日（補欠選任の場合３０日）前とし、１０日前までに立候補者一覧表を技師会事務局へ提示する。

　【役員選任委員の任期】

第５条　役員選任委員の任期は、２年とする。

　【立候補者】

第６条　役員に立候補しようとする者または、推薦しようとする者は役員選任委員に届け出る。ただし、推薦届けの場合は本人の同意を必要とする。また、届出用紙は別紙書式とする。

　【立候補締切日】

第７条　立候補者の締切は、総会２０日前までとする。ただし、郵送の場合は２０日前までの消印があれば有効とする。

【役員選任方法】

第８条　役員選任は、立候補届けのあった者につき総会において次の順序により行う。

（１）当該総会において選任する役員の員数について審議し、有効票数の過半数の承認により決議する。

（２）立候補者の員数が前号の決議により定めた員数を超える場合は、得票順に前号の決議により定めた員数までの者を役員候補者に選出する。

（３）定款第１９条に基づき各候補者ごとに過半数の承認を得た者を理事および監事に選任し、決議する。

２．会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

【補欠選任】

第９条　定款第２６条に基づき役員に欠員が生じた時は、補欠選任を行うことができる。

２．補欠選任を行う場合、会長は役員選任委員長に補欠選任を命ずる。

３．役員選任委員長は、役員選任委員会を設置し、第４条の規程により役員選任を行う。

【選任及び被選任権】

第１０条　選任権及び被選任権は、本会会員に限る。

　【規程の改廃】

第１１条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成24年8月3日改定

この規程は、平成27年 4月25日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　 平成27年4月25日改定

**総会議事規程**

　【目的】

第１条　この規程は定款第１４条に基づき総会を民主的かつ能率的に運営することを目的とする。

　【会員の権利等】

第２条　会員はこの規程に基づいて、動議の権利および討論、質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めのあるものは、これによる。

　【発言等】

第３条　会員は、議長の統制に服しその許可を得て発言する。

２．会員は、会議の開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとするときは議長の許可を要す。 ただし、退席した会員は議決権を失う。

　【審議】

第４条　議案は、原則として１件ずつ審議される。

　【議長等】

第５条　総会は、議事運営のため議長１名、書記２名及び議事録署名人２名を置く。

　【議長の選出】

第６条　議長は、出席会員の中より選出し総会の承認を得る。

　【議長の責務】

第７条　議長は、会議を総括して議場の秩序を保持しかつ議事の整理を行う。

　【書記及び議事録署名人】

第８条　書記は議長の指示によって総会事務を処理する。また、議事録署名人は定款第２１条により処理されたものに署名押印する。

　【採決の方法】

第９条　採決の方法は挙手とする。

２．採決の順序は原則として、原案に対する否決、保留、賛成の順序で行う。

　【評決の更生】

第１０条　会員は、すでに行われた評決の更生を求めることはできない。

　【規程外の事項】

第１１条　この規程に定めのない事項は、その都度必要に応じて定め、その総会のみに効力を持つ。

　【規程の改廃】

第１２条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

**庶　務　規　程**

　【目　的】

第１条　この規程により一般社団法人山口県診療放射線技師会の庶務に関し必要な事項を定める。

　【事務所の設置】

第２条　定款第２条に基づき本会に事務所を置き、一般庶務及び出納を行う。

２．事務局担当常任理事及び経理担当常任理事は必要に応じ事務所に出向き庶務並びに出納の状況を把握しておかなければならない。

３．県内各地域に従たる事務所を置くことができる。この場合、責任者は地域担当理事とする。

　【事務職員】

第３条　定款第２条に基づく事務所には、事務職員を１名置く。

　【事務職員の任命】

第４条　前条の事務所の事務職員の任命は、常任理事会に諮り会長がこれを行う。

　【業務執行理事の業務】

第５条　定款第２２条に基づき、副会長及び常任理事は別に定める組織図により業務を執行するものとする。

２．常任理事は、次の業務を担当理事として行う。ただし、兼務することもできる。また、地域担当理事は、常任理事の業務を補佐する。

（１）事務局：会長の命により重要な事務処理及び各理事の総括事務を担当する。

　　（２）経理：会の財務及び会計に関する事項を担当する。

　　（３）組織：会の一般事業及び会員に関する事項を担当する。

　　（４）学術：学術教養等に関する事項を担当する。

　　（５）会誌広報：会誌の発行編集及び広報に関する事項を担当する。

　【委員会の設置】

第６条　会長は、理事会の承認を得て委員会を設置できる。

　【委員の任命】

第７条　委員の任命は、会長が行い委員長には担当の常任理事があたる。ただし、会長が必要と認める場合、前任者または理事を選任することができる。

　【委員長の責務】

第８条　委員長は委員会の会務を総括し委員会を代表する。

　【委員の責務】

第９条　委員は委員長の指示を受け委員会の会務を処理する。

　【報告書の提出】

第１０条　委員会は必要に応じ付議された事項に関し報告書を作成し会長に提出する。

【関係委員会並びに理事の協力】

第１１条　委員会から要求を受けたときは、関係委員会並びに理事は積極的に協力しなければならない。

　【規程の改廃】

第１２条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

この規程は、令和2年7月5日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年7月5日改定

**経　理　規　程**

　【目的】

第１条　この規程は、一般社団法人山口県診療放射線技師会の財務及び会計（以下会計）の取扱いに関する基準を定めかつその財務状態を明らかにしその事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

　【会計の総括】

第２条　本会の会計は、会長が総括する。

　　　また本会の資産管理者は、会長である。

　【経理担当常任理事の責務】

第３条　経理担当常任理事は、出納責任者として事務職員に預貯金の保管及び押印をさせ、印鑑の保管及び管理を委任することができる。

　　２. 経理担当常任理事は、特定の事業を行う場合、会計の出納に関し補助者を命ずることができる。

　【会計区分】

第４条　本会の会計は、実施事業等会計、その他会計、法人会計に区分し行うことができる。

　【帳簿及び伝票】

第５条　帳簿及び伝票は、次のものとする。

現金出納簿

預貯金出納簿（預貯金通帳）

収支予算管理に必要な帳簿

備品台帳

会費等納入簿

受領書または証明書

報酬金支出手続き伝票

諸手当支出伝票

入金出金振替伝票及び旅費支給伝票

固定資産台帳

基本財産明細帳

　　２．帳簿及び伝票の保存期間は、１０年とする。

　　【公開閲覧】

第６条　第５条の各帳簿、伝票について求めに応じ何時でも公開されなければならない。

　【予算作成】

第７条　経理担当常任理事は、会長の指示により、事業計画書に基づいて収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

　　【預金名義人】

第８条　預金の名義人は、会長とする。

　【金銭残高照合】

第９条　現金残高は現金出納簿と照合し、預金残高は取引銀行の預金残高証明または預金通帳、預貯金証明書により照合する。

　【決算書の作成】

第１０条　会計年度が終了したときは、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を作成しなければならない。

　【物品の保管管理】

第１１条　物品のうち消耗品を除く備品等については備品台帳を設け記載する。

２．事務局担当常任理事は、物品の出納、保管を行うと共にその使用状況について監督を行う。

　　　３．事務局担当常任理事は、物品のうち必要に応じその一部を事務職員に保管管理させることができる。

　【物品の廃棄】

第１２条　事務局担当常任理事は、物品を廃棄しようとするときはその理由を付して理事会の承認を得て行う。

　【監査】

第１３条　経理担当常任理事は、決算が完了したときは速やかに監事の監査を受け、理事会及び総会に報告し承認を求める。

　【事務職員の立ち会い】

第１４条　前条の監査のときには、事務職員は必ず立ち会わなければならない。

　【規程の改廃】

第１５条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

この規程は、平成27年12月5日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　平成27年12月5日改定

**入会及び退会に関する規程**

　【目的】

第１条　この規程は、定款第６条の入会及び退会について定める。

　【入会手続】

第２条　一般社団法人山口県診療放射線技師会に入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記入し事務所に提出し、会長の承認を得るものとする。

　【退会手続】

第３条　一般社団法人山口県診療放射線技師会を退会しようとする者は、退会届けを事務所に提出し、会長の承認を得るものとする。

　【規程の改廃】

第４条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

**会費納入、入会金及び免除に関する規程**

　【目的】

第１条　この規程は、定款第７条の入会金及び会費について定める。

　【会費】

第２条　前条の会費は、９，０００円とする。

　【会費の改正】

第３条　会費の改正は、定時総会において決定する。

　【納入期限】

第４条　会費の納入期限は、９月３０日とし１年分納入する。ただし，新入会者についてはこの限りではない。

　【未納会員】

第５条　会員が会費を当該年度中に納入しないときには、会員としての資格を停止する。ただし、６ヶ月以内にその会費を納入したときは、その資格を回復する。

　【入会金】

第６条　一般社団法人山口県診療放射線技師会に入会しようとする者は、下記の入会金を納めるものとする。

（１）免許取得年度に入会した者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５，０００円

（２）免許取得後引き続き大学院等に進学し卒業後直ちに入会した者　　　　　５，０００円

（３）上記以外の入会者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０，０００円

　　　　　ただし、

1. 他都道府県放射線技師会より転入するものに対してはこれを免除する。
2. 既に入会金を納めた者は、これを免除する。
3. 入会金を分納途中の会員が県外へ転勤となり入会金が未納となった場合は、これを保留する。従って、将来この会員が本会へ入会手続きを行うときは、引き続き残りの入会金を納入し完納するものとする。
4. 入会に関し、想定外な事例がある場合は、理事会に諮るものとする。

　【会費の免除】

第７条　次の者は、会費の免除取扱いを受けることができる。

　　（１）会員で療養のため１ヶ年以上離職する者

（２）出産・育児・介護・海外勤務等のやむをえない事情により１ヶ年以上離職する者

　　（３）名誉会員

（４）６０歳以上の会員で１００，０００円以上寄付した者

（５）公益社団法人　日本診療放射線技師会の５０年勤続表彰を受賞した者。

ただし、療養のため１年以上離職する者は、医師の証明書を添えて申請する。また、この場合の会費の免除の期間は、２ヶ年とする。

【会費の免除申請】

第８条　申請は、[様式第３号]および必要な書類を添えて申請するものとする。

　【規程の改廃】

第９条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　 平成24年8月3日改定

この規程は、平成25年4月1日より施行する。 平成25年3月24日改定

この規程は、平成26年4月1日より施行する。 平成25年10月27日改定

この規程は、平成26年4月20日より施行する。 平成26年4月20日改定

この規程は、平成27年4月1日より施行する。　 平成27年4月1日改定

この規程は、平成28年4月1日より施行する。 平成28年3月6日改定

この規程は、平成29年4月1日より施行する。 平成29年3月5日改定

この規程は、令和2年4月1日より施行する。 令和2年3月8日改定

この規程は、令和3年4月1日より施行する。 令和3年3月13日改定

この規程は、令和4年4月1日より施行する。 令和4年3月6日改定

**地　域　規　程**

　【目的】

第１条　この規程により、一般社団法人山口県診療放射線技師会の地域に関する必要な事項を定める。

　【地域の名称】

第２条　会の運営の円滑化を図るために県内を次の８地域に分ける。

　　（１）下関地域　　　　　　（５）防府地域

　　（２）萩・長門地域　　　　（６）周南地域

　　（３）宇部・小野田地域　　（７）柳井・大島地域

　　（４）山口地域　　　　　　（８）岩国地域

　【地域責任者】

第３条　第２条に定める地域に所属する理事１名をその地域の担当理事とし、地域責任者とする。

ただし、定款第２３条により地域に所属する理事が不在となった場合は、他の理事がこれにあたる。

　【地域責任者の業務】

第４条　地域責任者は、次の業務を行う。

（１）担当地域を代表し会務を総括する。

　　（２）事務局担当常任理事との連絡は、速やかに行う。

　　（３）慶弔事項に関しては、漏れのないように速やかに処理する。

（４）地域責任者が業務を執行できなくなった時は、理事会の承認を得て代理を置くことができる。

　【地域研修会】

第５条　地域責任者は、各地域において研修会等を実施し会員の資質の向上に努める。

　【規程の改廃】

第６条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

**表　彰　規　程**

　【目的】

第１条　この規程は、一般社団法人山口県診療放射線技師会（以下「本会」という）が実施する表彰に関する必要事項を定め、以って本会の発展に寄与し、公衆衛生の向上および県民の健康維持発展を図ることを目的とする。ただし、学術に関する表彰は別に定める。

【表彰の基準】

第２条　本会会員として引き続き１０年以上在籍し会費、負担金等を完納した者で、下記に該当する者は本規程により表彰できる。

（１）本会発展のために著明な功績を納めた者

（２）本会の名声を高める研究、発明、発見、考案を行った者

（３）長年にわたり本会の発展に貢献した者で５０歳以上かつ放射線業務に２０年以上従事した者

（４）県民の健康福祉等に功績があり会長が表彰に値すると認めた者

　【表彰の審査】

第３条　表彰の審査は、理事会にて厳正に行う。

　【表彰の時期】

第４条　表彰は、原則として定時総会において行う。

　【表彰の方法】

第５条　表彰は、表彰状及び副賞を授与する。

　【表彰候補者の推薦】

第６条　規程第２条に該当しかつ下記に該当する者を国、県及び関係団体に表彰候補者として推薦することができる。

（１）病院、診療所その他の施設において診療放射線業務に精進し人格的にも高潔な者

（２）住民の健康福祉に対し顕著な功労があった者で人格的にも高潔な者

【規程の改廃】

第７条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　 平成24年8月3日改定

この規程は、平成26年3月9日より施行する。　　　　　　　　　　　 平成26年3月9日改定

この規程は、平成29年1月21日より施行する。　　　　　　　　　　 平成29年1月21日改定

**学術奨励賞規程**

【目的】

第１条　一般社団法人山口県診療放射線技師会では、大塚昭義氏の寄付金を基に放射線技術研究の奨励を目的として学術奨励賞を設ける。この制度は本会独自の基準により研究業績を評価して、若手の研究者を表彰することを目的とする。

【表彰の基準】

第２条　下記の（１）（２）（３）すべてに該当する者は本規程により表彰できる。

（１）年齢が４０歳以下であること。

（２）本会学術大会での研究発表（筆頭）が３回以上であること。

（３）業績点数が９０点（業績素点×施設係数）以上であること。ただし、業績点数の計算方法は別記によるものとする。

　　2.前項に関わらず、次のいずれかに該当する者は表彰を行わない。

　　（１）表彰日に在籍しない者

　　（２）表彰日前１年間に懲戒処分を受けた者

　　（３）その他、理事会が表彰することを適当でないと認めた者

【申請】

第３条　申請は、過年度（８月３１日）までの業績を学術奨励賞申請書[様式４号]および業績書[様式５号]を添えて申請するものとする。

【審査】

第４条　学術奨励賞の審査は、山口県診療放射線技師会組織委員会で行い、理事会で決定する。

【表彰の時期】

第５条　表彰は、原則として定時総会において行う。

　【表彰の方法】

第６条　表彰は、表彰状及び副賞を授与する。

【規程の改廃】

第７条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

この規程は、平成26年3月9日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成26年3月9日改定

この規程は、平成27年6月28日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　平成27年6月28日改定

**学術功労賞規程**

【目的】

第１条　一般社団法人山口県診療放射線技師会では、大塚昭義氏の寄付金を基に放射線技術、ならびに他の検査技術を含め当会の発展に功績を残した者に対し学術功労賞を授与する。この制度は本会独自の基準により業績を評価する。

【表彰の基準】

第２条　下記の（１）（２）（３）すべてに該当する者は本規程により表彰できる。

（１）年齢が４１歳以上であること。

（２）理事経験者または講習会、研究会の運営責任者

（３）業績点数が９０点（業績素点×施設係数）以上であること。ただし、業績点数の計算方法は別記によるものとする。

２．前項に関わらず、次のいずれかに該当する者は表彰を行わない。

（１）表彰日に在籍しない者

（２）表彰日前１年間に懲戒処分を受けた者

（３）その他、理事会が表彰することを適当でないと認めた者

【申請】

第３条　申請は、過年度（８月３１日）までの業績を学術功労賞申請書[様式６号]および業績書[様式７号]を添えて申請するものとする。

【審査】

第４条　学術功労賞の審査は、山口県診療放射線技師会組織委員会で行い、理事会で決定する。

【表彰の時期】

第５条　表彰は、原則として定時総会において行う。

　【表彰の方法】

1. 表彰は、表彰状及び副賞を授与する。

【規程の改廃】

第７条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

この規程は、平成26年3月9日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成26年3月9日改定

この規程は、平成27年6月28日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　平成27年6月28日改定

**旅　費　規　程**

　【目的】

第１条　この規程により、一般社団法人山口県診療放射線技師会の旅費に関する必要な事項を定める。

　【出張】

第２条　会長は、会務のための関係役員、委員及び事務職員に出張を命じることができる。

　【旅費】

第３条　前条により出張する場合は、その任命を受けた者にその所属地域の市役所を起点とし、１ｋｍ当たり３０円を乗じて得た額を支給する。

２．起点の市役所を次のように定める。

　　　　　下関地域　　　　　下関市役所

　　　　　萩・長門地域　　　長門市役所

　　　　　宇部・小野田地域　宇部市役所

　　　　　山口地域　　　　　山口市役所

　　　　　防府地域　　　　　防府市役所

　　　　　周南地域　　　　　周南市役所

　　　　　柳井・大島地域　　柳井市役所

　　　　　岩国地域　　　　　岩国市役所

　【同一地域内の旅費】

第４条　会長の命により関係役員、委員、及び事務職員が同一地域内で会務に従事した場合の旅費は、１回につき一律７００円とする。

　【特別出張】

第５条　本規程第２条にかかわらず特別な事由により出張する場合は、会長の決裁を経て必要な旅費を支給する。

　【規程の改廃】

第６条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

この規程は、平成26年4月1日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成26年4月1日改定

この規程は、令和2年7月5日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年7月5日改定

**慶　弔　規　程**

【目的】

第１条　この規程により、一般社団法人山口県診療放射線技師会の慶弔に関する必要な事項を定める。

　【電報等】

第２条　会員及び事務職員に関する慶弔区分を、次に定める。

（１）結　婚　　　　　　　　祝電

（２）入　院（３ヶ月以上）　５，０００円

（３）死　亡

ａ）会員・事務職員

　　　　　　　　 花輪・弔電・１０，０００円

ｂ）会員・事務職員の配偶者

　　　　　　　　 花輪・弔電

ｃ）会員・事務職員の子女

　　　　　　　　 弔電

ｄ）会員・事務職員の両親（配偶者の両親を含む）

　　　　　　　　 弔電

　【その他】

第３条　前条のほか必要がある場合は、会長がその都度処理し理事会に報告する。

　【届出】

第４条　本規程第２条に該当する場合は速やかに地域責任者に届出るものとする。

２．事務職員については事務局担当常任理事に届出るものとする。

【規程の改廃】

第５条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

**就業規程並びに事務所運営規程**

　【目的】

第１条　この規程は、一般社団法人山口県診療放射線技師会の事務所を円滑に運営するために定める。

　【職員】

第２条　事務所には、庶務規程第３条による事務職員（以下職員）を１名おく。

２．常任理事は必要に応じ事務所に出向き執務する。

　【就業規程】

第３条　ここに職員の就業規程を定める。

（１）勤務時間　１０時より１５時までとする。ただし、昼休みは１２時より１３時までとする。

　　（２）休日　公務員の休日規程に準じる。ただし、有給休暇は労働基準法に則り、勤務年数に応じて最高２０日までとする。

　　（３）実働時間　１日４時間。ただし、会長は行事以外の平日において必要に応じ２時間の範囲で、超過勤務を命ずることが出来る。

　　（４）給与体系　実働、時間給とする。

　　（５）職員報酬　支給額は、人事委員規則第５条により人事委員会で審議され会長の承認を得た額とする。

　　（６）報酬支給日　毎月２０日締の毎月２５日支払いとする。ただし２５日が休日の場合は繰り上げ支給とする。

　　（７）通勤手当　実費支給する。

　　（８）休日手当　山口県診療放射線技師会等の行事に対し休日出勤した場合は、１時間につき時間給の１．３５倍を支給する。

　　（９）特別手当　毎年度７月１５日に夏期手当を支給、毎年度１２月１５日に冬期手当を支給する。ただし支給額は、人事委員規則第５条により人事委員会で審議され会長の承認を得た額とする。

　（１０）職員出張費　職員が会務のため出張した場合において、旅行に必要とされる費用を次の通り支給する。

交通費：山口県診療放射線技師会の旅費規程による。

旅行雑費：県内旅行および路程１００km未満の県外旅行は３００円、路程１００km以上の県外旅行は３，０００円とする。

　　　　　　宿泊料：実費支給とする。

　　　　　　食卓料：１日につき３，０００円とする。

　（１１）慶弔費　職員の慶弔は、山口県診療放射線技師会の規程による。

　（１２）報酬伝票等　報酬及び諸手当等に関する伝票は、別に定める。

　（１３）守秘義務　職員は、業務上知り得た事柄について外部に漏らしてはならない。

　（１４）休暇届　職員は、遅刻、早退及び休暇等を取るときには事務局担当常任理事にその旨を連絡し書面に残すものとする。

（１５）退職届　職員が、退職する場合は退職２ケ月前までに書面をもって会長に届け出な

ければならない。

　（１６）申し送り　退職する職員は、後任者に必要事項を必ず申し送らなければならない。

　（１７）会長決裁　会長は、職員の退職書類を受理した後は速やかに理事会を開催しこれを処理する。

　【職員の服務】

第４条　職員の服務について、次のように定める。

（１）職員は、山口県診療放射線技師会の一般事務、経理事務、並びに　役員会の記録等を行う。

（２）職員は、事務所の整理整頓を行い施設の安全保持に務める。

（３）職員は、日本診療放射線技師会その他から事務連絡を受けた場合、速やかに会長及び担当常任理事へ連絡し必要な決済を受けなければならない。

（４）職員は、総会並びに理事会において決定している案件については、その都度処理する。

（５）職員は、１件２０，０００円以上の支出をする場合は経理担当常任理事の了解を得て、これを支出するものとする。ただし、総会並びに理事会において決定している案件については、この限りではない。

（６）職員は、就業規程を尊重し誠実に職務に専念しなければならない。

　【経理事務】

第５条　山口県診療放射線技師会の経理事務は、原則として複式簿記とする。

　【職員の処遇】

第６条　事務職員の処遇に関する案件は人事規則（委員会）で検討し、理事会で決定する。

　【規程の改廃】

第７条　この規程の改廃は、理事会の決定を得なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

**人事委員規則**

　【目的】

第１条　一般社団法人山口県診療放射線技師会の人事委員規則に示される委員は、事務職員の処遇に関する案件は人事規則（事務所運営委員会）で討議する。

　【構成委員】

第２条　事務所運営委員会の委員は、副会長２名、事務局担当常任理事１名、経理担当常任理事１名。

　　　事務局担当常任理事が委員長になり、これを取りまとめ会長に答申する。

　【開催時期】

第３条　事務所運営委員会は、毎年開催する。緊急の案件が生じた場合はこの限りでない。

　【会長の義務】

第４条　会長は事務所運営委員会より答申を受けた場合は、会員、及び雇用者の不利益にならないように答申を尊重し取り扱うものとする。

　【処遇】

第５条　処遇については、就業規則を基に、事務所運営委員会で検討する。

（昇級）

　　　昇級は、国家公務員の率に準じて実施し、事務所運営委員会で検討する。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

**共催・協賛・後援取扱規程**

【目　的】

第１条　この規程は、一般社団法人山口県診療放射線技師会が関与する事業における「共催」、「協賛」、「後援」の適用、取扱に関する基準を定めることを目的とする。

【適　用】

第２条　事業の目的及び内容が本会の定款第４条に定める事業に合致するものであり、かつ本規程第４条および第５条を充たすものであれば、本会は他団体の事業に対して共催、協賛、後援（以下、「共催等」という）を行うことができ、また本会が主催する事業に対して他団体からの共催等を受けることができる。

【共催等の定義】

第３条　共催等の定義は次のとおりとする。

（１） 共催

事業を開催する複数の団体が対等な立場に立ち、企画、会計、広報、などすべての事項についての合意に基づき実施することをいう。

（２） 協賛

事業の趣旨に賛同し、人員・物品・金銭等を提供するなど積極的な援助を行う、または援助を受けることをいう。

（３） 後援

事業の趣旨に賛同し、適当な方法で広報を実施するなどの支援を行う、または支援を受けることをいう。支援の内容としては、原則として名義使用の承認に限る。

【共催等の名義】

第４条　共催等の名義は、一般社団法人山口県診療放射線技師会とする。

【共催等可能な他団体の事業】

第５条　本会が共催等を行う他の団体、または共催等を受ける他の団体は、次のいずれかに該当する事業の開催であること。

（１）本会が計画している事業

（２）理事会において認めた事業

（３）本会会員が企画などに参画している公共団体主催の事業

（４）本会会長が後援する必要があると認める事業

【承認基準】

第６条　他団体から共催等の依頼があった場合の承認基準は、次の（１）に掲げるいずれかに該当し、かつ（２）に掲げるいずれにも該当しないときとする。

（１） 承認基準項目

イ）定款第３条に合致するものと認められるもの。

ロ）公益性があると認められるもの。

ハ）本会会員にとって有益であると認められるもの。

（２） 不承認基準項目

イ）法令に抵触するもの。

ロ）公序良俗に反するおそれがあると認められるもの。

ハ）特定の政党、宗教等を支持し、またはこれに反対することを目的とするもの。

ニ）営利を目的とするもの。

ホ）その他、理事会で適当でないと判断されたとき。

【共催等の申請】

第７条　共催等の申請は以下のように行うこととする。

（１）第５条に該当する他団体主催の事業に協賛・後援をする場合、協賛・後援等申請書[様式第１号]を他団体または本会事務局担当常任理事から提出してもらうこととする。期限は当該事業実施日の１ヶ月以前とする。

（２）他団体から「協賛依頼書」または「協賛趣意書」の提出依頼があった場合、本会会長名で行うこととする。

【共催等の承認】

第８条　共催等の承認は次のとおりとする。

（１）可否および協賛金の支出については、理事会において決定する。

（２）承認が決定した場合は、共催・協賛・後援承認決定通知書[様式第２号]を発行する。

（３）不承認が決定した場合は、共催・協賛・後援不承認決定通知書[様式第３号]を発行する。

【共催等の広報】

第９条　共催等の広報は承認後に実施すること。また広報にあたっては、その団体名および共催等の種別を明示すること。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年8月3日改定

**講習会における講師等謝礼に関する規程**

【趣旨】

第１条　この規程は、一般社団法人山口県診療放射線技師会（以下「当会」という。）会員及び山口県内の診療放射線技師に対し、放射線の管理及び障害防止の調査、放射線技術学の向上及び職業倫理の高揚のため当会において開催された研修会・講演会につき、謝礼を支払う場合において必要な事項を定めるものとする。

【講師謝礼】

第２条　謝礼金は、原則一講演につき次のように取り扱う。

（１）医師および教職員による講習会謝礼金

教授・院長：５０，０００円

准教授・副院長：４０，０００円

講師（医長・部長）その他：３０，０００円

（２）技師およびその他の医療従事者等による講習会謝礼金

当会会員：１８，０００円

その他の医療従事者等：３０，０００円

（３）医療機器メーカー技術担当者による講習会謝礼金

　　　　　　１０，０００円

【謝礼の支給】

第３条　謝礼の支給日は、講習会終了後とし、支給方法は、法令の規程に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

【旅費】

第４条　旅費は、謝礼とは別途に交通費、宿泊料、旅行雑費を支給する。

２　交通費は、想定される最短時間の経路により支給する。

３　県内移動は、実費もしくは旅費規程に基づいて支給する。

**【**その他】

第５条　前条に記載のない事項については、理事会を経て会長が決定する。

【規程の改廃】

第６条　この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成24年8月3日より施行する。 平成24年8月3日改定

この規程は、平成25年8月2日より施行する。 平成25年8月2日改定

この規程は、平成27年2月11日より施行する。　　　　　　 平成27年2月11日改定

この規程は、平成28年10月23日より施行する。　　　　　 平成28年10月23日改定

この規程は、平成29年1月21日より施行する。　　　　　 平成29年1月21日改定

**役員報酬に関する規程**

【目的】

第１条　この規程は、一般社団法人山口県診療放射線技師会の定款第28条に基づき役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【定義等】

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　　（１）役員とは、理事および監事をいう。

　　（２）報酬とは、一般社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

【報酬】

第３条　理事および監事は、無報酬とする。

【費用の弁償】

第４条　役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

２．費用の弁償については、交通費及び宿泊費その他所要の経費の支給をすることができる。

【規程の改廃】

第５条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

別記

**学術奨励賞申請要項**

業績点数の内訳および業績書の記載要項

１．業績の素点数

１）学会発表

　　　・山口県診療放射線技師会・学術大会　　　　　　筆頭　　　　　30点

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同研究　　　10点

　　　・中四国規模以上の他学会（筆頭のみ）　　　　　　　　　　　　10点

２）講師・学術投稿

　　　・山口県診療放射線技師会講習会講師　　　　　　　　　　　　　20点

　　　・放射線やまぐち　　　　　　　　　　　　　　　筆頭　　　　　20点

２．施設係数

　小施設（300床未満）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1.0

　中施設（300～500床未満）　　　　　　　　　　　　　　　 　0.9

　　　 大施設（500床以上）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　0.7

３．業績書（様式2号）の記載要項

（１） 研究発表

　　　・氏名、演題名、学会名の順に記載して下さい。

　　　　　筆　　頭：3名まで連記、以下は略

　　　　　共同研究：該当者まで記載

　・学会名の欄には、学会名の他に集会の種類、開催年を記載して下さい。

　　　　　（例）　第60回山口県放射線技師会総会・学術大会　2007

　・シンポジウムは研究発表と同様に扱います。

（２） 講師

　・氏名、演題名、学会名または講習会名の順に記載して下さい。

　　　・学会名・講習会名の欄には、学会名・講習会名の他に集会の種類、開催年を記載して下さい。

　　　　　学術投稿

　・氏名、演題名、雑誌名の順に記載して下さい。

・雑誌名の欄には、雑誌名の他に巻数、項数および発行年等を記載して下さい。

（例）放射線やまぐち　Vol.236　17-20　2011

４．申し込み締め切り

９月30日必着

５．送付先

　　　　〒753-0814

　　　　山口市吉敷下東三丁目１－１

山口県総合保健会館　一般社団法人　山口県診療放射線技師会

別記

**学術功労賞申請要項**

１．業績の素点数

理事または講習会、研究会の運営

　　　・理事歴　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2年　　　　　20点

　　　・講習会・研究会の運営責任者　　　　　　　　　2年　　　　　20点

(ア) 講師・学術投稿

　　　・山口県診療放射線技師会講習会講師　　　　　　　　　　　　　20点

　　　・放射線やまぐち　　　　　　　　　　　　　　　筆頭　　　　　20点

２．施設係数

　　　　小施設（300床未満）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1.0

　　　　中施設（300～500床未満）　　　　　　　　　　　　　　　 　0.9

　　　 大施設（500床以上）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　0.7

３．業績書（様式2号）の記載要項

　　（１）理事または講習会、研究会の運営

・理事歴は担当理事名と担当年数、研究会は研究会名と担当年数を、また複数の研究会の責任者を兼任する場合にはそれぞれの年数を記述して下さい。理事と講習会・研究会責任者の双方を兼ねている場合にもそれぞれ分けて記述して下さい。

（２）講師

　　　　・氏名、演題名、学会名または講習会名の順に記載して下さい。

　　　　・学会名・講習会名の欄には、学会名・講習会名の他に集会の種類、開催年を記載して下さい。

例）　平成45年山口県放射線技師会秋季講習会　2007

　　　　　学術投稿

　　　　・氏名、演題名、雑誌名の順に記載して下さい。

①雑誌名の欄には、雑誌名の他に巻数、項数および発行年等を記載して下さい。

４．申し込み締め切り

９月30日必着

５．送付先

　　　　〒753-0814

　　　　山口市吉敷下東三丁目１－１

　　　　　山口県総合保健会館　一般社団法人　山口県診療放射線技師会